

平成22年6月9日

各 位

西 中 国 信 用 金 庫

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら当金庫の営業店におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関といたしまして、このような事件が発生させ、お客さまをはじめ会員及び関係者の皆さまにご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、皆さまからの信頼回復に向けて、再発防止に全力で取り組んでまいります。

今後とも、引き続きご指導、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 預金等の着服事件

(1) 事件の概要

- ①平成22年4月21日（水）、当金庫小郡支店のお客さまから「普通預金通帳を戻してほしい」との電話があり、直ちに内部調査を実施したところ、当金庫元職員（男性 33歳 得意先係・係長）が定期預金の契約のために預かった金員を着服していたことが判明いたしました。
- ②その後の内部調査の結果、事故者は、平成19年2月から平成22年4月までの間、計16先のお客さまから預金解約金等を着服していることが判明し、現在までに判明した事故金額は、約1,346万円となっております。
- ③事故金額については、平成22年4月21日に発覚した事故金額は直ちに事故者の親族から被害者に対し弁済され、また、その後の内部調査により発覚した事故金額についても事故者の親族から被害者に対し順次弁済されております。

(2) 人事処分

- ①事故者は、平成22年6月8日付で懲戒解雇処分といたしました。
- ②関係者の処分については、経営責任、管理・監督責任の所在を明確にしたうえで、厳正な人事処分を行います。

2. 現金不足の発生

(1) 概要

- ①平成22年4月14日（水）、当金庫長府中央支店におきまして、窓口業務終了後、職員が当日の保管現金を確認したところ、現金が100万円不足していることが判明いたしました。

- ②現金不足の判明後、現金の再確認、伝票の精査、現金の入金・出金の確認等の点検及び営業室内の捜索等、全力を尽くして調査を実施いたしました。が、現在までのところ現金の発見には至っておりません。
- ③今後も、事故・事件の両面から引き続き原因の解明に向け調査を続けてまいります。

3. 再発防止策

今回の不祥事件発生を厳粛に受け止め、皆さまからの信頼の回復に向け、役職員の教育指導の徹底のもと、法令等遵守態勢・内部管理態勢の充実強化、人事管理面の指導強化、厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の強化及び内部監査態勢の充実・強化などに全力で取り組んでまいります。

以上

本件に対するお問い合わせ先

経営企画部（西村） 電話 083-223-4934